

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース 12/1 月合併号

January 2025 | Volume 39



目次

1. 新年のご挨拶	p.1	
2. 今月のハイライト	p.2	
3. 各国税務ニュース(2025年1月10日時点)	p.2-4	
シンガポール	ベトナム	マレーシア
タイ	フィリピン	オーストラリア
4. セミナー情報	p.5	
5. 各国問い合わせ先	p.6	

新年のご挨拶

PwC 日系企業支援ネットワーク 東南アジア・オセアニア地域
税務共同統括責任者 神保 真人、菅原 竜二



新年おめでとうございます。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)収束に伴って、東南アジア地域の各国税務当局は、さらなる経済の回復と成長を見据えて意欲的な税収目標を掲げ、その目標達成のために税務執行を強化する傾向がますます顕著です。このため、東南アジア地域の各国で企業活動を行う日系企業は、不安定な税務執行や突然発表される規則改正などの困難に依然として直面されています。

国際税務の枠組みの観点では、経済協力開発機構(OECD)が主導するグローバル・ミニマム課税(いわゆる Pillar2)に関連する税制改正が日本を含む世界各国で実施され始めており、日系企業においても、IIR(所得合算ルール)および各国 QDMTT(国内ミニマム課税)の適用初年度対応が本格的に始まっています。東南アジア・オセアニア地域では、オーストラリアやベトナムにおいて2024年1月1日以降に開始する所得年度から QDMTT(国内ミニマム課税)が適用され、シンガポール・マレーシア・タイなどにおいても2025年からの QDMTT 導入が予定されています。2025年も引き続き、東南アジア・オセアニアの各国当局が QDMTT の制度設計や優遇税制の見直しを行うなど活発な動きを見せることが想定され、Pillar2 にかかる議論が各国税務執行・税制に与える影響、ひいては企業のキャッシュフローに与える影響について引き続き注視することが必要です。

このように、東南アジア・オセアニア地域において、税務執行の厳格化やデジタル化、税制の複雑化が進む中で、日系企業を取り巻く税務環境も不確実性を増しています。私たち日系企業支援ネットワーク東南アジア・オセアニア税務チームは、日系企業の皆様の課題を解決し、持続可能な成長を実現するため、総力を挙げて引き続き強力にご支援させていただき所存です。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

今月のハイライト

1. シンガポールにおいて、2024年12月にグローバル・ミニマム課税に関する補助法案の公布および主要な論点のガイダンスを記載した e-Tax Guide が公表されました。
2. ベトナムにおいて2024年11月にグローバル・ミニマム課税に関する政令案がパブリックコメント募集のために公開されました。政令案は、原則として OECD モデルルールおよびガイドラインに沿ったものであり、適格国内ミニマム課税(QDMTT)および所得合算ルール(IIR)の要件を定めることを目的としています。
3. タイにおいて2024年12月26日、「トップアップ税に関する緊急勅令 B.E. 2567」が官報で公布され、2025年1月1日より Pillar 2 GloBE ルールを実施することが決定されました。この緊急勅令には、IIR、UTPR、および DMTT(QDMTTと同義)が含まれています。
4. フィリピンにおいて2024年11月11日、大統領署名により CREATE MORE 法が成立しました。本法令は約3年半前に施行された CREATE 法に基づく優遇税制の透明化、予見可能性をより高めることなどを目的としています。

各国税務ニュース(2025年1月10日時点)

シンガポール



[電子インボイスに関するパブリックコンサルテーションの結果概要の公表](#)

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2024年11月18日に、2024年6月12日から2024年7月25日にかけて行われた電子インボイス(Invoice Now)に関するパブリックコンサルテーションに寄せられたフィードバックおよびコメントに対する回答を公表しました。IRASは今後数カ月以内にこれらのフィードバック等を反映した e-tax Guide と FAQ を公開する予定です。

[グローバル・ミニマム課税に関する補助法令の公布](#)

シンガポール政府は2024年12月30日に、グローバル・ミニマム課税に関する補助法令(Regulation)を公布しました。この補助法令は2025年1月1日から施行されます。

[グローバル・ミニマム課税に関する e-Tax Guide の公表](#)

IRASは2024年12月31日にグローバル・ミニマム課税に関する e-Tax Guide を公表しました。本ガイドは、グローバル・ミニマム課税(MTT)および国内最低法人税率課税(DTT)の主要な論点に関するガイダンスを提供しており、セーフハーバールールや経過措置などの MTT および DTT に関する追加ガイダンスは今後段階的に公表される予定です。

ベトナム



[ベトナムにおけるグローバル・ミニマム課税に関する草案の公表](#)

グローバル・ミニマム課税に関する政令案が、パブリックコメント募集のために公開されました。政令案は、原則として OECD による第2の柱のモデルルールおよびガイドラインに沿ったものであり、適格国内ミニマム課税(QDMTT)および所得合算ルール(IIR)の要件を定めることを目的としています。

[税関規則を改正するための新たな提案](#)

2024年10月24日、税関総局(GDC)はオフィシャルレター5162/TCHQ-GSQLを発行し、ベトナムの税関制度に対するさまざまな変更提案を示しました。改正案の主な内容として、税関申告の手続きや EPE 企業の輸出品の輸送に対する規則、関税評価額および分類に関する規定の更新等が盛り込まれています。

2%のVAT率の引き下げを2025年の前半まで延長する決議草案

2024年11月12日、ベトナム政府は決議218/NQ-CPを発行しました。決議218/NQ-CPの指示に基づき、財務省は2025年の前半にVATの税率2%の引き下げに関する決議草案を作成し、第8回国会に提出する予定です。決議草案は、一般公募のために公開され、[こちら](#)からアクセス可能です。

新たなVAT法案について

2024年11月26日、国会は2025年7月1日から施行される新しいVAT法第48/2024/QH15号を承認しました。納税者の定義拡大や各税率の対象範囲、VAT免除や還付要件等の主な変更点が規定されています。

マレーシア



2024年11月および12月のマレーシア税制アップデート

2025年度税制改正案に係る法案の公表と成立

マレーシアの2025年度税制改正案を実行するための法案(Finance Bill 2024)が、2024年11月に議会に提出され、12月に成立しました。本改正では、キャピタルゲイン課税に係る詳細規定の整備や、2025年1月1日から自主申告制度に移行する不動産利得税の各種規定の整備などが行われています。

タイ



トップアップ税に関する緊急勅令の公布

2024年12月26日、「トップアップ税に関する緊急勅令 B.E. 2567」(以下「本勅令」)が官報で公布され、2025年1月1日よりPillar 2 GloBEルールを実施することが決定されました。

本勅令には、IIR、UTPR、およびDMTT(QDMTTを意図する)が含まれていますが、セーフハーバー等の詳細は含まれていません。今後発表される細則の中で具体的な内容が規定されることを見込まれます。

フィリピン



CREATE MORE法(共和国法第12066号)の成立

2024年11月11日、マルコス大統領の署名により、CREATE MORE法【Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises to Maximize Opportunities for Reinvigorating the Economy Act. (経済再活性化のための機会の最大化)–共和国法第12066号】が成立しました。約3年半前の2021年4月11日に施行されたCREATE法(共和国法第11534号)では、法人税率の引き下げと優遇税制の合理化を2本柱とする大幅な税制改正が行われました。一方で、CREATEの施行以降、その施行細則(CREATE IRR)およびIRRの一部改正、財務省(DOF)の歳入規則、内国歳入庁(BIR)の税務通達およびQ&A等が次々に公表され、優遇税制の全体像の理解が困難な状況が長く続いていました。CREATEの改正法であるCREATE MOREは、CREATE施行以降の不明確かつ一貫性のないルール運用が投資家心理を悪化させたという認識のもと、優遇税制の透明性、予見可能性をより高めるという目的で2023年8月から国会での審議が始まり、今般成立に至ったものです。CREATE MOREでは、大きく以下の4項目が改正されています。

1. 優遇税制の大幅改正
2. 法人所得税制の一部改正
3. VAT(付加価値税)の一部改正
4. コンプライアンス要件の一部改正(電子請求書、電子売上報告システム)

なお、CREATE MOREは2024年11月13日に官報に掲載されており、2024年11月28日が発効日となります。また、CREATE MOREの発効から90日以内にその施行細則(IRR - Implementing Rules and Regulations)を公表するとしています。



オーストラリア税務に関連する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

国別報告(CBC)最新情報

オーストラリア税務局(ATO)は、国別報告書(CBC)免除の適用を縮小する予定であり、2024年1月1日以降に開始する期間については、国際的な関連当事者取引がない場合であっても、全ての納税者がショートフォームのローカルファイルおよびマスターファイルの提出を求められることとなります。今後、免除は一定の場合に限り1年間のみ認められます。また、CBC報告義務の一環としてローカルファイルを提出する必要がある全てのオーストラリアの納税者に影響を与える、ショートフォームローカルファイルの重要な変更も発表しました。さらなる情報については、[税務アラート](#)をご参照ください。

過少資本税制の改正に対応する再編に関するATOのドラフトガイダンス

オーストラリア税務局(ATO)は、オーストラリアの改正過少資本税制に関する最初のパブリックガイダンスとして、ドラフトの実務コンプライアンスガイドライン [PCG 2024/D3](#) を公表しました。

改正過少資本税制の選択肢に関する承認フォーム

オーストラリア税務局(ATO)は、改正過少資本税制の下でグループ比率テスト(GRT)または第三者債務テスト(TPDT)を適用する選択を行うための[承認フォーム](#)を発表しました。

過少資本税制に対する改正案

財務省は、一般クラス投資家の関連企業(associate entities)が過少資本税制の目的で正しく一般クラス投資家、アウトバウンド投資金融機関(non-ADI)、またはアウトバウンド投資機関(ADI)として分類されることを確保するための[改正案](#)を公表し、コンサルテーションにおいて意見を募集しました。

連結企業開示声明(CEDS)の要件に関する改正案

上記の[テクニカル面の改正](#)に関する財務省のコンサルテーションにおけるその他の変更の一環として、会社法に関する改正案も提案されています。これは、公開会社(public company)が年間財務報告書の一部として連結企業開示声明(CEDS)においてグループ子会社の居住地を開示する要件に関するものとなります。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

最新の税務動向を踏まえた ERP 導入検討のポイント

多くの企業が SAP S/4HANA への移行プロジェクトを進める中で、複雑化する税務論点への対応や、税務業務の効率化といった観点が重視されるようになり、ERP 導入・刷新プロジェクトとして捉えることが重要になっています。本セミナーでは、ERP 導入・刷新プロジェクトにおいて典型的な論点となり得る、電子インボイスや移転価格税制などへの対応を具体的な事例として取り上げ、制度の概要や、システム導入において留意すべき点について解説します。

配信期間: 2024 年 11 月 11 日(月)~2025 年 2 月 10 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1241111.html>

グローバル・ミニマム課税制度の実務対応ーPwC 独自開発の計算システム「Pillar Two Engine」を活用してー

デジタル課税の第 2 の柱 (Pillar Two) グローバル・ミニマム課税 (GloBE ルール) の導入に伴い、各企業においては各国・地域の制度やグループ全体の情報収集に係る事務負担が増大しており、慢性的な高負荷状態と人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、新たな業務に対応するための IT システム対応も、短期的には課題を余計に難しくしています。

本セミナーでは、より効果的かつ効率的な Pillar Two 実務対応について解説するとともに、PwC グローバルが独自開発した申告用計算システム「Pillar Two Engine」の機能もご紹介します。

配信期間: 2024 年 7 月 31 日(水)~2025 年 3 月 31 日(月)

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240731.html>

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) [神保 真人](#)、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[大橋 全寿](#)(移転価格)、[青木 一憲](#)(金融)

PwCインドネシア [菅原 竜二](#)(カンントリーリーダー)、[糸井和光](#)、[深澤 直人](#)、[濱田 孝一](#)、[石山 洋平](#)、[水野 直樹](#)、[井上 由貴](#)、[余村 裕樹](#)
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ [魚住 篤志](#)(カンントリーリーダー)、[武部 純](#)、[山鳥 達彦](#)
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム [今井 慎平](#)(カンントリーリーダー)、[小暮 寛之](#)、[塚本 裕之](#)
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン [東城 健太郎](#)(カンントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)、[赤羽 洋輔](#)
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア [杉山 雄一](#)(カンントリーリーダー)、[佐藤 祐司](#)、[緩詰 真梨子](#)
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール [ハワード・オオサワ](#)(カンントリーリーダー)、[山本 尚紀](#)、[海谷 亮介](#)、[野木 玄](#)
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア [寺崎 信裕](#)(税務カンントリーリーダー)、[伊藤 大介](#)、[信夫 将](#)
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界149カ国に及ぶグローバルネットワークに370,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.